No	質問事項	ご回答
1	意欲あるカルチャープレナーとは、例えば例を挙げると、どのような人を想定していますか?	京都市が、ビジネス都市としての京都の魅力の発信と、京都発のイノベーションを加速させていくことを目指して実施している「KYOTO Innovation Studio」の取組の一環として開催したトークセッション「京都でよりイノベーションが加速するには 〜カルチャープレナーの聖地としての可能性〜」(以下URLでダイジェストを掲載)において、カルチャープレナーの定義や例示について言及しておりますので、そちらを御参照ください。 URL: https://kigyolog.com/article.php?id=1694
2	アーティストなど文化芸術関係者、サイエンス、IT、ビジネスなどクリエイティブな人々とは例えば例を挙げると、どのような人を想定していますか?	カルチャープレナーとどのような人材との交流を想定されているかについても審査の対象としますので、分野融合による課題解決の方策を議論するのにふさわしい人材を御提案ください。なお、上記の「KYOTO Innovation Studio」に掲載する他のコンテンツについても御提案に当たっての参考としてください。
3	京都へのカルチャープレナーの集積、定着の「定着」とはどのような状態を想定していますか?	最終的な到達点は「移住」ですが、「関係人口」(観光以上移住未満)として事業活動を継続的に行うことも有効であると考えます。京都の魅力向上や活性化につながる「定着」のあり方について御提案ください。
4	中長期的な事業展開とは誰が主体者の事業の想定でしょうか?	将来的には、民間による自走化を理想としますので、それを視野に入れた御提案をお願いします。
5	(4) 広報・情報発信 ウェブサイトの更新や配信内容は、京都市及び「カルチャープレナーアワード(仮称)」の 受託事業者と協議のうえ、制作するとありますが、SNSは企画運営側の裁量で運営してよい ということでしょうか?	「カルチャープレナーアワード(仮称)」は、個人、企業等の顕彰に留まらず、国内外に向けてカルチャープレナーの概念、評価軸、社会的インパクト等を発信するためのリサーチとしての性質を有するものであり、本事業におけるウェブサイトの更新や配信内容については、アワード事業の過程で明らかとなるカルチャープレナーの概念等の内容を踏まえたものとする必要があるため、京都市及び「カルチャープレナーアワード(仮称)」の受託事業者との協議をお願いします。なお、SNSについては機動性も重要な観点であり、上記の観点は踏まえていただきながら、一定の自由度をもって運営頂くことを想定しています。
6	(4) 広報・情報発信 SNS、ウェブサイト等に使用するアカウントは事業者側のものでも可能という認識でしょうか?	アカウントは受託事業者のものでも可能です。
7	競合。と言うわけではありませんが、「文化芸術による少子化・人口減少対策」の施策に近 しい政策をおこなっている地域はあるのでしょうか?またその地域と棲み分ける必要はある のでしょうか?	
8	(5)「独自提案した取組の実施」に最も求める効果はどのようなことでしょうか?	本評価事項は、審査上の加点要素として設定した項目であり、特段重視している効果等はありません。

9		御提案に際しての「カルチャープレナーの概念」については、上記の「KYOTO Innovation Studio」の「京都でよりイノベーションが加速するには ~カルチャープレナーの聖地としての可能性~」を御参照ください。
10	本プロジェクトのKPlはどのような想定でしょうか?	ラウンドテーブル・交流会の参加人数や、事業実施を通じてのカルチャープレナー等の京都への定着 や京都での活動に向けた状況の変化(具体的な定量的目標については今後検討)等が一定の評価指標となります。
11	本プロジェクト終了後(2024年3月末時点)での達成目標の想定はありますか?	初年度であり、今年度末時点での具体的な目標設定は困難ですが、以下の観点から状況の変化を図ることを目標としています。 ・可能な限り多くのカルチャープレナーの京都への定着(定住、拠点開設、事業活動の開始等) ・本事業から発展・派生した取組などによる社会的課題への対応の進捗 ・カルチャープレナーの事業活動への市民、地域住民などの理解の促進 ・企業・投資家などによるカルチャープレナーの事業活動への支援・投資の促進
12	委託期間中に完了した業務について、委託期間の間に完了した分の金額の一部を分割請求させていただくことは可能でしょうか? 例:9月末時点で完了した業務についてその割合に応じた○○円を請求、お支払いいただく	仕様書に記載のとおり、委託業務完了後、本市において報告書の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払うことといたします。